

議案第 14 号

大野市子育て支援と地域保育を考える懇談会設置要綱の制定について

令和 8 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市の特長的な保育の取組を整理し、今後の教育・保育を考える大野市子育て支援と地域保育を考える懇談会を設置するため

大野市子育て支援と地域保育を考える懇談会設置要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

大野市子育て支援と地域保育を考える懇談会設置要綱

(設置)

第1条 大野市の特長的な保育の取組を整理し、今後の教育・保育を考える大野市子育て支援と地域保育を考える懇談会を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大野市立保育所及び民間認定こども園の役割に関すること。
- (2) 大野市立保育所及び民間認定こども園の定員に関すること。
- (3) 教育・保育の質の向上に関すること。
- (4) 特長的な教育・保育の確立に向けた検討に関すること。
- (5) 公立保育園の今後の方向性に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 大野市子ども・子育て会議アドバイザー
- (2) 大野市子ども・子育て会議会長
- (3) 大野市立保育所保護者代表
- (4) 大野市内の民間認定こども園保護者代表
- (5) 大野市立保育所園長代表
- (6) 大野市内の民間認定こども園代表

3 委員の任期は、令和9年3月31日とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 懇談会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局こども支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。